

東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書(宮城県登米市議会(第五三六〇号))

浜岡原子力発電所の全炉の廃炉を求める意見書(山梨県富士吉田市議会(第五三三六号))

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関する意見書(静岡県熱海市議会(第五三三八二号))

北海道電力泊原第一、二号機の再稼働を認めないことを求める意見書(北海道猿払村議会(第五三三三三号))

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の法律制定を求める意見書(盛岡市議会(第五三六四号))

ホルムアルデヒドを生成させる物質を規制することを求める意見書(埼玉県議会(第五三六五号))

放射性物質の管理基準の明確化を求める意見書(新潟県議会(第五三六六号))

放射性物質など有害物質を含んだ可燃性災害廃棄物処理に対する意見書(大阪市議会(第五三六七号))

水俣病特別措置法の申請期限延長を求める意見書(新潟県加茂市議会(第五三三八号))

水俣病特別措置法の申請期限延長を求める意見書(新潟県見附市議会(第五三六九号))

水俣病特別措置法の申請延長等を求める意見書(新潟県糸魚川市議会(第五三七〇号))

水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書(新潟県五泉市議会(第五三七二一号))

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限延長等を求める意見書(新潟県佐渡市議会(第五三七二二号))

水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書(新潟県魚沼市議会(第五三七三三号))

水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書(新潟県胎内市議会(第五三七四四号))

水俣病特別措置法の申請期限延長等を求める意見書(新潟県津南町議会(第五三七五五号))

使用を促進するための法律の制定を求める意見書(大阪府忠岡町議会(第五三七六号))

六ヶ所再処理工場の安全の確保を求める意見書(岩手県議会(第五三七七号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

環境の基本施策に関する件

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

動物の愛護及び管理の推進に関する件

○生方委員長 これより会議を開きます。

環境の基本施策に関する件について調査を進めます。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、近藤昭一君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。近藤昭一君。

○近藤(昭)委員 提案者を代表して、趣旨説明をさせていただきます。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案起草の件趣旨説明。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の起草案につきましては、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党を代表して、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

我々人類は、有史以来、数多くの種類の動物たちを、日々の糧としての利用はもちろんのこと、

荷物の運搬や田畑の耕作等の労力、衣類を初めてする多種多様な製品の原材料、研究開発や創業等の科学上の利用など、実にさまざまな用途に利用する一方で、伴侶、心の友として一緒に暮らすなど、動物たちと物質的、精神的なつながりを持つことにより、現代に至る文明を築いてまいりました。

動物は、人間と同様に生命を持ち苦痛を感じる存在であり、尊厳を持つて取り扱われるべきである反面、動物が人の生命、身体または財産に影響を及ぼすおそれがあることから、動物の適切な管理も同時に求められております。

このような動物の適切な取り扱いについて規定する動物の愛護及び管理に関する法律は、昭和四十八年に議員立法で制定された後、平成十一年及び十七年に同じく議員立法で改正され、現在に至っております。過去二回の改正により、ブリーダーやペットショップに代表される動物取扱業について届け出制から登録制へ引き上げられるとともに、罰則が強化されるなど、規制が強化されてまいりました。

近年、ペット市場の拡大と多様化が進む一方で、劣悪な飼育環境での多頭飼育や幼齢動物の販売等に代表される動物取扱業者の不適正飼養の問題が顕在化し、動物の福祉の観点から一層の動物の適正飼養の確保が求められる中、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高まってきているところであります。

また、行政や動物愛護団体等による長年の努力の結果、保健所等における犬及び猫の殺処分頭数も、昭和四十九年の約百二十万頭から平成二十二年には約二十一万頭まで減少いたしました。しかし、都道府県等は、犬猫販売業者や何度もちだむりピーターからの引き取りを拒否できず、依然として多くの犬猫が殺処分されていること等から、我が国全体で殺処分ゼロを目標に据えて、官民挙げたさらなる努力が望まれているところであります。

さらに、昨年三月十一日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、ペットや家畜の多くが適切に救護されず犠牲となりました。今後は、このような事態を未然に防ぐためにも、国や自治体等は、被災動物への救援体制を早急に構築していくことが求められております。

このような最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化並びに動物の適正な飼養及び保管を図る必要があることから、本起草案を得た次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち犬、猫の繁殖業者は、出生後五十六日を経過しない犬または猫を販売のためまたは販売の用に供するために引き渡したまたは展示をしてはならないものとしております。なお、この出生後の期間について、施行日から起算して三年を経過する日までの間は四十五日と、その後別に法律で定める日までの間は四十九日と読みかえる経過措置を設けることとしております。

第二に、第一種動物取扱業の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く一定の飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行おうとする第二種動物取扱業者は、都道府県等が犬または猫の引き取り等を行う場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、飼養施設の所在地等を都道府県知事に届け出なければならぬこととしております。

第三に、動物の所有者について、できる限り、その所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責務を追加するとともに、都道府県等は、犬猫等販売業者から犬または猫の引き取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引き取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引き取りを拒否できることとし、また、都道府県知事等は、引き取

りを行った犬または猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還及び飼養希望者への譲渡に努めることとしております。

第四に、都道府県は、動物愛護管理推進計画に、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項を定めるものとし、また、都道府県知事等が委嘱する動物愛護推進員の活動として、災害時における国または都道府県等が行う動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすることを追加することとしております。

第五に、国は、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務づけることに向けて研究開発の推進及び普及啓発等のために必要な施策を講ずるものとし、その施策の効果、マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務づけることに向けて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○生方委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。田島一成君。

○田島(一)委員 ただいま趣旨説明がございました動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して発言させていただきます。

二年前から政府の中央環境審議会で検討を始めていただき、各党で議論が重ねられてきたこの動物愛護法の見直しにつきましては、自民、公明、国民生活、そして我々民主党の実務協議を経て合意に至り、今回も委員長提案という形で改正案が提出されました。改めて、御協力をいただきました皆様から感謝を申し上げます。

今後は、本改正案の運用に当たって実効性をどう担保していくかが重要であります。また、今回の法改正の中に盛り込まなかった課題を、次の見直しまでにしっかりと議論をつないでいくことも重要であります。

以下、私の期待する点を何点か述べさせていただきます。以下、私の期待する点を何点か述べさせていただきます。

まず、本法律案に、犬猫の繁殖業者による出生後五十六日未満の犬猫の販売のための引き渡し等を、所要の経過措置を設けた上で禁止していくことを盛り込みました。今後、マイクロチップの普及促進等によるトレーサビリティの確保が課題となりますが、週齢規制は、単に繁殖、販売業者側だけの問題ではなく、小さいほどかわいいとする風潮を生み出す消費者側の意識にも問題があります。その意味でも、科学的知見のさらなる充実とあわせて、犬猫、幼齢動物についての考えを深めて、国民生活の意識啓発を図ることで実効性を担保しなければなりません。

本法案の基本原則に、何人も、動物を取り扱う場合の適切な給餌、給水、飼養環境の確保が、また、動物の所有者の責務として、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務を盛り込みました。

週齢規制を厳しくしても、繁殖や飼育の環境そのものが劣悪であってはなりません。本法律案の運用に当たっては、ブリーダー等、適正な飼育管理を遵守させる環境づくりについても強く求めたいと思います。

また、実験動物の取り扱いについては、実験動物施設の届け出制を既に実施をしている兵庫県の条例並みに導入できないか、配慮事項となつていく代替法の活用と使用数削減について義務化でき

ないか、党内でも検討を重ねてまいりましたが、実験関係者等から施設の情報開示による損害や生命科学研究発展への障害が生じるといった懸念も示され、今回は、残念ながら改正事項からは見送ることとなりました。

しかし、こうした実験動物の適正な取り扱いに向けた法制度のあり方の検討については、研究機関や事業者等による自主的な改善努力を図る一方で、実験動物の逸走による危害発生防止など災害時対策の必要性もあり、関係府省との連携を図りつつ、不断の検討を行うべきと考えます。

今回の法改正を目指すべき姿に近づけるためには、法令整備だけではなく、それを支える動物看護師や動物愛護推進員等の人材育成と活躍の場の提供、技術の普及を初めとする体制の構築で実効性を担保していくことが不可欠です。

そのためにも、環境省がリーダーシップをフルに発揮して、省庁間の壁を越え、民間事業者、地方自治体等とも緊密な連携を図りながら、動物愛護管理政策を推進していくことを切に期待をしております。我々民主党も、そのための協力や努力は惜しみません。

最後に、このたびの法改正が、命あるものである動物の適正な飼養に関しての理解を深め、真の人と動物の共生する社会の実現に向けてしっかりとした力強い一歩となるように祈念をすることともに、御参集の委員各位の御賛同を心よりお願いを申し上げます。私の発言とさせていただきます。

○生方委員長 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 自由民主党の吉野正芳です。

議員立法で制定された動愛法が、七年ぶりに三回目の改正を迎える運びとなります。我が自民党の先輩議員である北村直人先生初め多くの先輩議員が汗を流し、アニマルウェルフェアの精神で制定されましたが、今回、四党合意がまとまり、こうして委員長提案で審議できますこと、大変うれしく思います。

我が自民党環境部会においても、これまで、改

正に向けて九回の会合を持ち、いろいろな団体からヒアリングをし、さらには、動物愛護に関心の深い方々と勉強を重ねてまいりました。

とりわけ、我が党では、動物に戸籍をつくらう、すなわち、マイクロチップを装着して一匹一匹のデータをわかるようにしようとする議論がなされました。四党協議の中でこの点に理解が得られ、合意形成ができたことについて感謝を申し上げます。

今回の改正で一番関心を集めたと思われるのは八週齢の問題でありましたが、これについても、今の日本には科学的知見が少なく、次の改正まで環境省に予算措置をして、より多くのデータを収集し、広く科学的知見を得られるようにしたのは、いわゆる大人の解決で、大変よかったと思います。

また、今回の改正案第七条第四項で、動物を飼っている者の責務として、当該動物が命を終えるまで適切に飼養することに努めねばならないとしたことは、動物を飼う者が興味がないと捨ててしまうということに対して、明確に警鐘を鳴らした点が評価されると思います。

最後に、今回の大震災の教訓として、災害時の対応が動物愛護管理推進計画に追加され、動物愛護推進員の活動にも追加されたこと、また、牛や豚などの産業動物に生存の機会を与えるよう附帯決議案に盛り込まれたことも大変よかったと思います。

以上、意見を述べさせていただきました。

○岡本(英)委員 私、国民の生活が第一・きづなを代表しまして、動物愛護管理法の改正につきまして意見を表明させていただきます。

今回、多くの皆様の悲願である動愛法の改正が多岐の方々の御尽力により実現に至ることに、長年この問題に取り組んできた者として、心から感謝を申し上げます。

ところで、今回の法改正に際し最重要課題の一つは、これまで手つかずであった実験動物の適切

な取り扱いに関する規定の充実強化でした。当初は、この実験動物を取り扱う施設を届け出制にし、スリーRも義務化をするという改正案をつくらうとの動きもありましたが、結果としては盛り込まれませんでした。

届け出制を導入するだけで実験に大きな支障があるのでしょうか。法制度が整わずに世界の潮流に取り残されることこそ、まさにライフイノベーションの国家戦略を阻害するものだと私は思います。将来に禍根を残すことのないような取り組みが今後は必要であると思います。

今回の改正に際してもう一つの重点課題は、八週齢規制の問題でした。諸外国の法律では八週齢規制が長く運用されており、その必要性については議論の余地がないにもかかわらず、八週齢の導入に反対の意見が寄せられました。店頭に並ぶ子犬、子猫が全て八週齢以上ならば、条件は同じであるにもかかわらず、どうして競争に負けるのでしょうか。生年月日をごまかす問題と議論をすりかえていたように思います。

八週齢という数値は、問題行動を引き起こす犬や猫をふやさないために極めて重要です。今回は、本則で八週齢規制が規定された点では一歩前進ですが、改正法施行から三年間は四十五日規制とされるなどの経過措置が設けられており、不十分さが残っていました。本則の八週齢が一刻も早く適用できるよう、売る側にも買う側にもその必要性を訴え続けていくことが必要です。

犬猫の殺処分に関しては、自治体が、一定の条件の場合、犬猫の引き取りを拒否できる規定と、引き取られた犬猫の返還、譲渡に関する規定が新たに設けられました。

また、この殺処分ゼロを目指す画期的な規定も盛り込まれました。これまでの自治体による殺処分減少に向けた努力は評価ができますが、今後は、この殺処分ゼロを目指す強い姿勢が求められてくると思います。

次に、東日本大震災では、多くのペットや家畜が津波や餓死によりとうとう命を落としました。

今回の改正では、二度とこうした事態を起こさないような抜本的対策が期待されましたが、動物愛護管理推進計画と動物愛護推進員の規定の修正にとどまりました。

動物の命を守ることは、我々人間の命を守ることに直結をしています。新潟県中越地震の際には、避難所に入らなかった犬の飼い主がエコノミークラス症候群で亡くなりました。この教訓をどうやって後世に伝えるかは、我々政治家に課された使命でもあります。

災害時には原則としてペットと一緒に同行避難できるように動愛法に明記することが必要であり、近いうちに来ると言われている首都直下型地震や東海地震等に備え、被災動物への対応に向けた法制度の取り組み、そして、その法制度のつくり方、しっかりと議論を急がれますことを願っています。

そして、最後には、今回の改正で前回改正時の多くの課題に対処すべく最大限の努力をしてまいりましたが、残念ながら、それら全ての解決には至りませんでした。今後も絶え間なく議論等がされていく必要性を強く訴え、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございます。

○生方委員長 次に、江田康幸君。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

今回、動物愛護管理法の改正に際して、公明党を代表して意見表明をさせていただきました。

今回の動物愛護管理法の改正は、前回、平成十七年の改正以降、各方面から寄せられた多種多様な御意見を踏まえて、一昨年から、中央環境審議会における議論に始まり、公明党を初め、与野党間における九回にわたる熱心な協議を経て改正案が取りまとめられたものでありまして、関係各位の皆様方の努力に敬意を表したいと思います。

今回の改正案では、第一種動物取扱業について、特に、犬や猫を扱うブリーダー等における年齢個体の扱いが問題視されているところでありま

すが、新たに犬猫等販売業者に対して犬猫等健康安全計画の策定を義務づけたものであり、これにより、ブリーダー等における犬猫の飼養環境の改善が期待されます。

特に、幼齢動物の販売に関する年齢規制については、五十六日を経過しない犬猫の販売を禁止するに当たり、その科学的知見の充実と、それについての国民及びペット業界への十分な浸透が重要であるところでありますが、政府は、その科学的知見の確立に向けて、調査研究を早急に進めてもらうことを要望いたします。

次に、都道府県等による犬猫の引き取りに関しては、取扱業者からの引き取りと一部の引き取りを拒否すること、引き取った後の動物の譲渡等を進めることが、殺処分ゼロに向けて非常に重要であります。殺処分がなくなることを目指すと明記された本改正案は、この趣旨にのっとるものであり、高く評価したいと思っております。

犬猫の引き取りに関しては、自治体によって対応に違いがあるところではありますが、例えば私の地元熊本市においては、引き取り時の指導及び積極的な譲渡活動により、殺処分数をゼロに近づけております。

このような施策を推進するためには、地方自治体に対し十分な財政支援がなされることを強く求めるものであります。

実験動物の取り扱いについては、前回改正の後には環境省が策定した基準を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省がそれぞれの基本指針を、日本学術会議がガイドラインを策定し、各事業者内での規定の策定、情報公開や外部検証等による自主管理の取り組みが進められているところであります。

実験動物の適正な飼養のためには、まず、これらの取り組みを徹底させてその状況を検証することが重要であり、関係各省の連携により、実態把握、スリーRの実効性の確保を一層推進していくべきものであります。

最後に、動物の適正な飼養の推進には、都道府

県等の委嘱する動物愛護推進員の役割が非常に重要であります。しかしながら、現状では、推進員が委嘱されていない自治体がある等、また本制度が十分に活用されている状況にはありません。

改正案にあるように、国による情報提供等を充実させるとともに、動物愛護施策の担い手となる獣医系の大学や動物専門学校卒業生を推進員に積極活用するなどにより、動物愛護推進員制度の一層の充実を図ることを強く求めるものであります。

以上でございます。

○生方委員長 以上で発言は終了いたしました。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○生方委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生方委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○生方委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、近藤昭一君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の共同提案による動物の愛護及び管理の推進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中和徳君。

○田中(和)委員 たいま議題となりました動物の愛護及び管理の推進に関する件につきまして、提出者を代表いたしますして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。

だきたいと存じます。

動物の愛護及び管理の推進に関する件
(案)

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部を改正する法律を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。

二 第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実に行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によって不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

三 マイクロチップを着着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急かつ積極的に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来さないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。

四 動物看護師(仮称)については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

五 動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方についても、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

六 犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返して求める者や不妊去勢手術を怠つてみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること。

七 実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R(代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減)の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

八 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙

げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

九 動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生も積極的に活用すること

を推奨するとともに、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。

十 被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

十一 犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○生方委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕

○生方委員長 起立総員。よって、本動議のとおり決議することに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。細野環境大臣。

○細野環境大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいります。

○生方委員長 お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生方委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

「第二節 動物取扱業の規制」第十條―第一目次中

第四節 動物の生活環境の保全に係る第五節 動物愛護担当職員(第三十四

二十四条) 措置(第二十五条) 措置(第二十六条)―第三

十三条) 第二節 第一種動物取扱業者(第二十

第四節 第二種動物取扱業者(第二十三

第六節 動物の生活環境の保全等に対する動物愛護担当職員(第三十四

十三條第一号(同法第八條(特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第三十六條(同法第三十二條第一号若しくは第五号又は第三十三條第一号に係る部分に限る。))の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第十三條第二項中「及び」の下に「第三項並びに」

を加える。

第十四条第一項中「動物取扱業者を」を「第一種動物取扱業者」に改め、「第十条第二項第四号」の下に「若しくは第三項第一号」を加え、「を」を「を」に改め、又は飼養施設を設置しようとするを「を」に変更し、環境省令で定める軽微なものを除くを「を」し、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業者を営もうとするに、「書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を」ところにより、「に」改め、同条第二項中「動物取扱業者は」を「第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は」に改め、「第四号を除く。」の下に「若しくは第三項第二号」を加え、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業者を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業者を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条（見出しを含む。）中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。
第十六条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同項第五号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。
第十七条中「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改める。
第十八条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第十九条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号から第七号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 犬猫等販売業者を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定

する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

第二十条及び第二十一条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。
第二十一条の次に次の三条を加える。
（感染性の疾病の予防）

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。
（動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等）

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業者を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
（販売に際しての情報提供の方法等）

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合）には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

らない。

第二十二条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条の次に次の五条を加える。
（犬猫等健康安全計画の遵守）

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
（獣医師等との連携の確保）

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。
（終生飼養の確保）

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。
（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。
（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等）

第二十二条の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫

等の種類ごとの数

二 当該期間中に新たに所有するに至つた犬猫等の種類ごとの数

三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数

四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。
第二十三条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「前条第三項を」を「第二十一条の四若しくは第二十二条第三項に改め、（認めること）」の下に、「又は犬猫等販売業者が第二十一条の五の規定を遵守していないと認めるとき」を加える。

第二十四条第一項中「前三条」を「第二十一条から前条まで」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改める。
第二十四条第一項中「第二十四条第一項」の下に「（第二十四条の四において読み替へて準用する場合を含む。）を、（次項の下に）及び第四十一条の四」を加える。

第三章第五節を同章第六節とする。
第二十六条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場

合における措置に関する事項

第二十七条第一項第一号中「及び第六号」を「から第七号まで」に、「並びに」を「」に改め、「方法」の下に「並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置」を加え、同項第二号口中「第二十九條第一項」を「第二十九條」に改める。
第二十八條第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三章第四節を同章第五節とする。

「第三節 周辺的生活環境の保全に係る措置を」
「第三節 周辺的生活環境の保全等に係る措置」に改める。

第二十五条第一項中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができ
る。

第三章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。)を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環

境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 飼養施設の所在地
三 その行おうとする第二種動物取扱業の種類(譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
四 主として取り扱う動物の種類及び数
五 飼養施設の構造及び規模
六 飼養施設の管理の方法
七 その他環境省令で定める事項
(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者(以下「第二種動物取扱業者」という。)は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(準用規定)
第二十四条の四 第十六条第一項第五号に係る部分を除く。、第二十條、第二十一條、第二十三條(第二項を除く。)、及び第二十四條の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十條中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四條の二、第二十四條

の三及び第二十四條の四において準用する第十条第一項第五号に係る部分を除く。、と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三條第一項中「第二十一條第一項又は第二項」とあるのは「第二十四條の四において準用する第二十一條第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四條第一項中「第十条から第十九條まで及び第二十一條から前条まで」とあるのは「第二十四條の二、第二十四條の三並びに第二十四條の四において準用する第十六條第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十一條及び第二十三條(第二項を除く。)、と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
第三十五條の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七條第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。
第三十五條第六項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」を「第一項本文」に、「引取りを求められた」を「引き取る」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「ねこ」を「猫」に改め、「引取り」の下に「又は譲渡し」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項(前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)」を「第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文及び前項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事等は、第一項本文(前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。)の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
第三十五條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
第三十六條第一項中「ねこ」を「猫」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第三十七條の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「第三十五條第一項」を「第三十五條第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。
第三十八條中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項に次の一号を加える。
五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。こと。
第四十一條の次に次の三條を加える。
(獣医師による通報)
第四十一條の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

(表彰)
第四十一條の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。
(地方公共団体への情報提供等)
第四十一條の四 国は、動物の愛護及び管理に関

する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第四十三条中「第七条第四項」を「第七条第七項」に改め、「第二十一条第一項」の下に「第二十四条の四において準用する場合を含む。」を、「第二十五条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第三十五条第五項」を「第三十五条第七項」に改める。

第四十四条第一項中「一年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「給餌又は」を「給餌若しくは」に、「やめることにより衰弱させる等」を「やめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項第一号中「やぎ」を「山羊」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項第二号中「哺乳類」を「哺乳類」に改める。

第四十五条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第六号」を「第七号」に改める、同条第四十六条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六條の二 第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七條中「二十万円」を「三十万円」に改め、

同条第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで、第二十四条の二、第二十四条の三、第一項に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「第二十四条第一項」の下に「第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條の六第三項の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

第四十七條に次の一号を加える。

四 第二十四條の四において読み替えて準用する第二十三條第三項の規定による命令に違反した者

第四十八條中「又は人に」を「に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十五條 五十万円以下の罰金刑

二 第四十四條又は前三條 各本條の罰金刑

第四十九條中「第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十六條第一項（第二十四條の四において準用する場合を含む。）、第二十二條の六第二項又は第二十四條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條の六第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十二條の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十二

条第一項及び第二十四條の四において準用する第二十一条第一項の基準の設定並びに第二十五条第三項の事態の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る業務の範囲内において、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第十条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第十条第一項の登録を受けたものとみなされる者のうちこの法律の施行の際現に同条第三項に規定する犬猫等販売業を営んでいる者は、施行日から起算して三月以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。附則第八条第一項において同じ。）に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、新法第十四條第一項の規定によりされたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 第二項の規定に違反した者は、新法第十四條第一項の規定に違反した者とみなして、新法第十九條第一項第六号の規定を適用する。

第四条 旧法第十条第一項の登録（旧法第十三條第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者（登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三條第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第五条 新法第十三條の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者は、附則第三条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、

新法第十条第一項の登録を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした登録（旧法第十三條第一項の登録の更新を含む。）の申請に基づきこの法律の施行後に新法第十条第一項の登録を受けた者（登録の更新の場合にあつては、この法律の施行後に旧法第十三條第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）に対する登録の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第二十二條の五中「五十六日」とあるのは、「四十五日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第二十二條の五中「五十六日」とあるのは、「四十九日」と読み替えるものとする。

3 前項の別に法律で定める日については、犬猫等販売業者（新法第十四條第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下この項において同じ。）の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案してこの法律の施行後五年以内に検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとする。

第八条 この法律の施行の際現に新法第十四條第二項第六号に規定する飼養施設（新法第二十四條の二の環境省令で定めるものに限る。）を設置して新法第二十四條の二に規定する第二種動物取扱業を行っている者（新法第十条第一項の登録を受けるべき者及びこの法律の施行の際現に旧

法第十条第一項の登録を受けている者並びにその取り扱っている動物の数が新法第二十四条の二の環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、環境省令で定める場合を除き、当該飼養施設を設置している場所ごとに、施行日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、同条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第二十四条の二の規定による届出をした者とみなす。

第九条 附則第三条第二項又は前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（遺失物法の一部改正）

第十三条 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

（マイクロチップの装着等）

第十四条 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものである

こと等に鑑み、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及びその成果の普及、装着に関する啓発並びに識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方について、この法律の施行後五年を目途として、前項の規定により講じた施策の効果、マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務付けることに向けて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化を図るため、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、出生後五十六日未満の犬又は猫の引渡し等を制限すること等により第一種動物取扱業に係る規制を強化し、及び第二種動物取扱業についての届出制度を創設するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、動物の所有者について終生飼養の責務を追加し、終生飼養の責務の趣旨に照らして都道府県等が犬又は猫の引取りを拒否できることとし、及び愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年八月三十一日印刷

平成二十四年九月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K